

「尾張旭市 令和6年能登半島地震 輪島市災害支援金」募集要綱
(第4版)

尾張旭市

1 趣旨

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、石川県を中心とした北陸地方の各地では、人的被害をはじめ家屋の倒壊、火災などにより甚大な被害が発生しています。

尾張旭市では、「大規模災害時等における相互応援に関する協定」を締結している石川県輪島市の被災された方々やボランティアの皆さん、献身的に従事している職員の皆さんなどを支援することを目的に次のとおり支援金の募集を実施します。

2 支援金の名称

「尾張旭市 令和6年能登半島地震 輪島市災害支援金」

3 実施主体

尾張旭市

4 受付期間

令和6年1月12日（金）から令和9年3月31日（水）まで

5 支援金の受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三菱UFJ銀行	尾張旭支店	(普)0291908	オワリアサヒシレイワロクネンノトハントウ 尾張旭市令和6年能登半島 ジシングワジマシサイガイシエンキン 地震輪島市災害支援金

6 支援金の送金

尾張旭市でお預かりした支援金は、全額石川県輪島市に直接送金します。

7 支援金の税制上の取扱い

この支援金は、税制優遇措置の対象となります。なお、「寄附金受領証明書」が必要な場合は、事前に尾張旭市に申し出るものとします。

[該当する税制優遇措置]

- (1) 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- (2) 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

8 施行期日

この要綱は、令和7年12月15日から施行します。